

令和 6 年

7 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和6年7月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年7月12日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（28名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高祐二郎	委員	8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦ひとみ	委員
			20 番	阿部 香美	委員	21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（1名）

19 番 佐藤 利篤 委員

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	主事	佐藤輝一	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第36号 農用地利用集積計画について
議第37号 「酒田市の農業の振興に関する計画」の策定について
議第38号 酒田市農業振興地域整備計画の変更について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、7月の農業委員会定例総会を開会したいと思います。

では、開会に当たりまして齋藤会長、よろしくお願いします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございます。

では、総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条によりまして会長が務めることとなっております。引き続き齋藤会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、19番、佐藤利篤委員の1名です。

なお、29番、遠田裕己委員は少し遅れるという報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、20番、阿部香美委員、22番、伊藤正行委員の両名にお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

それでは、報告事項につきましては、お配りしました議案の3ページ目からになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3の届出書の受理についてが11件、2、農地法第5条届出書の受理についてが1件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答についてが6件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが3件、以上21件となっております。

では、農地係長より報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第34号 農地法第3条の規定による許可申請については、今回13件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、10ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田37番、漆曾根の〇〇から浜田一丁目の〇〇へ、漆曾根の畑1筆、215平米、相手方の要望は所有権移転です。

別紙資料1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が総額6万4,500円で、10アール当たりの価格が30万円となっております。

受け人の〇〇が新規就農者ということで2ページご覧ください。就農エントリーシートを提出いただいております。浜田一丁目の〇〇で年齢は68歳になります。今回買い受ける農地でエダマメを栽培する予定になっております。

3ページ、労働力につきましてはご本人と次男の2名で行うということになっております。

4ページをご覧ください。

農地利用についての確認書で、3条要件について確認いただいて署名をいただいております。

続きまして、酒田38番、新堀の〇〇から、同じく新堀の〇〇へ、新堀の畑1筆、221平米、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料1ページご覧ください。

10アール当たりの売買価格が4万5,200円で総額1万円となっております。受け人の方、新規就農に当たりますので、5ページご覧ください。

5ページに、エントリーシートで新堀の〇〇、72歳になります。今回買い受ける農地が〇〇の自宅裏で、所有権移転してエダマメを栽培するということです。労働力につきましては、ご本人と姉の2名で栽培を行っていくということで、7ページ、確認書の提出をいただいております。3条の要件を確認して署名をいただいております。

続きまして、酒田39番、関の〇〇から、同じく関の〇〇へ、関係は親子となります。関、曾根田の畑と田んぼ、合計14筆を経営移譲のため使用貸借権の設定です。

続きまして、酒田40番、有限会社〇〇から藤塚の〇〇へ、〇〇は〇〇の代表になっております。藤塚と生石と安田の田んぼ8筆を2万1,625平米を相手方の要望、所有権移転で贈与となっております。

続いて、酒田41番、西野町の〇〇から藤塚の〇〇へ、宮海の田1筆、1,887平米、相手方の要望、賃貸借権の設定です。10アール当たり8,000円で、農地が市街化区域で、3条申請をいただいているものです。

続いて、酒田42番、43番、44番が関連で同じ受け人となります。渡し人と受け人の関係は親子で、酒田42番が父名義分で、合計13筆、8,252平米、酒田43番が父と母の共有名義で、合計12筆、2万7,606平米、酒田44番が母名義で合計8筆、6,694平米をいずれもその他使用貸借権の設定、再設定となります。

続きまして、酒田45番、静岡の〇〇から広野の〇〇へ、広野の田んぼ、畑2筆、1,022平米、相手方の要望、所有権移転で贈与となっております。

続いて、酒田46番、安田の〇〇から、同じく安田の〇〇へ、こちらの関係は親子となっております。安田の畑と田んぼ、合計5筆、7,002平米をその他使用貸借権の設定です。受け人は今回親元就農の新規就農で、別紙資料の8ページをご覧ください。

別紙資料の8ページで、受け人が就農するに当たり交付金を活用してますので、青年等就農計画認定申請書を提出しています。参考としてご覧いただきたいと思います。〇〇で44歳になります。就農形態は親元の農業を一部継承するということで、露地と施設野菜の栽培、品目はエダマメ、シャインマスカット、アスパラガス、ネギということになっています。親元就農で農繁期は手伝いをしていたということで、そのほかに11ページにありますけれども、JA庄内みどり農協の研修ということで、平成29年6月に露地野菜におけるスマート農業技術省力生産力向上の研修を受けているということです。

続いて、酒田47番、鶴岡市の〇〇から生石の〇〇へ、生石の畑1筆、95平米、相手方の要望、所有権移転で贈与となっております。

八幡地区、お願いいたします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、続きまして八幡4番になります。横浜市栄区〇〇から塚渕の〇〇へ、芹田の田1筆で3,306平米になります。申請理由は相手方の要望、所有権移転の売買となります。

価格につきましては別紙資料1ページをご覧ください。八幡4番、単価10アール当たり3,000円となっておりますけれども3,025円、総額1万円からの割り返しになります。渡し人〇〇ですけれども、横浜にお住まい方で、亡くなった奥さんが相続した農地を、自身も高齢になったことから処分したいということで、現耕作者の〇〇に譲り渡すことになりました。〇〇については、当初、贈与で構わないということでしたけれども、〇〇から地代というよりも謝礼の意味で1万円を渡すということで今回まとまりました。

八幡地区、以上です。

○平田総合支所 出嶋専門員

続きまして、平田地区です。

13ページ目、平田5番になります。郡山の〇〇から三之宮の〇〇へ、300平米であります。相手方の要望、所有権移転になります。

別紙資料1にありますとおり、10アール当たり20万ということになっております。

平田地区は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

7月5日に第2班による農地調査委員会を行っております。議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

11番、佐藤晴子委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

11番、佐藤晴子委員に退席を求め、暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時56分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

質疑に入ります。

11番、佐藤晴子委員に関連する議案書13ページ、平田5番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

平田5番の議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、平田5番の議事参与の制限の案件については、許可決定といたします。

ここで11番、佐藤晴子委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前9時57分 休憩

午前9時57分 再開

○齋藤 均 議長 再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第34号 これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について、許可決定といたします。

◎議第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議案の14ページになります。

議第35号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、今回3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

酒田9番、坂野辺の〇〇から、同じく坂野辺新田の〇〇へ。関係は祖父と孫になります。坂野辺新田の畑3筆、470平米、転用理由は住宅敷地、使用貸借権の設定、農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断しています。許可基準は日常生活上、必要な施設で、集落に接続で許可可能と判断しています。

別紙資料の12ページ、13ページの図面をご覧ください。

申請地は坂野辺新田の字古川で、県道酒田鶴岡線の西側、集落内の畑です。13ページの案内図で確認しますと、表記されていませんが申請地の東側に産直イチゴ畑があります。転用理由が現在4世代で居住している住宅で手狭になったため、隣接に住居を新築するものです。

14ページ、15ページの現況写真をご覧ください。

ご覧のとおり一部に敷砂利がされているため、16ページにあるとおり、始末書の提出をいただいております。

続きまして、議案14ページに戻って酒田10番、黒森の〇〇外1名から株式会社〇〇へ黒森の畑4筆、1万1,071平米、転用理由が砂採取、賃貸借権の設定です。農地区分が農振農用地、許可基準が1年間の一時転用です。採取量は5万179立米、最大掘削深は7.6メートルです。

別紙資料17ページをご覧ください。

場所は黒森の葭葉山で、酒造会社の菊勇、黒森配水場の西側、市道浜中黒森線の北側になります。18ページの全体計画図をご覧ください。

今回の採取が2期目となり、1期目の南側となります。

19ページの現況写真をご覧ください。

撮影方向1番で赤線から奥を採取する計画です。20ページ、撮影方向2番です。写真左側、北方向が1期目の採取箇所、南方向の小高くなっている箇所を2期目で採取します。21ページが撮影方向3番で、東側から西方向の採取箇所を撮影したものです。

22ページ、23ページが、確約書になります。優良農地造成後はイチジクや大根を栽培する計画となっています。

議案に戻って15ページになります。

酒田11番、浜中の〇〇外16名から株式会社〇〇へ浜中の畑46筆、1万4,675平米、転用理由が砂採取、賃貸借権の設定です。農地区分は農振農用地で、許可基準が1年間の一時転用です。採取量は2万9,275立米、最大掘削深は5.9メートルです。

別紙資料の24ページをご覧ください。

場所は浜中字三間山で浜中集落の北東部の畑地帯になっております。

25ページの全体計画図をご覧ください。

今回の採取が3期目となり、4期目以降は北方向へ採取を進める計画となっています。搬出路は1期目、2期目と同じ搬出路を使用する予定となっております。

26ページの現況写真をご覧ください。

撮影方向1番で、赤線の内側、小高くなっている部分が採取箇所となります。

27ページ、撮影方向2番です。

28ページが撮影方向3番で、写真の赤線から上部、北側方向が採取箇所となっております。
29ページから45ページが確約書であります。優良農地造成後はメロンなどを栽培する計画となっております。
説明は以上です。

○齋藤 均 議長
ここで暫時休憩します。

午前10時5分 休憩
午前10時12分 再開

○齋藤 均 議長
それでは再開します。
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
議第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見があったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。
酒田9番の現地報告を20番、阿部香美委員より報告をお願いします。

○20番 阿部香美委員
20番、阿部です。
酒田9番について、7月3日に事務局と現地確認を行いました。申請地に一部砂利などが敷かれていることについて始末書の提出もあることから、周辺の農地への影響もなく、住宅敷地としての大きさも適正であると思われますので、許可には支障がないものと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○齋藤 均 議長
続いて、酒田10番、11番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。
これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第35号については許可決定といたします。

◎議第36号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第36号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

それでは、議第36号 農用地利用集積計画についてですが、議案の16ページからになります。
一般事業として所有権の移転が1件、利用権の設定が1件の計画の申出がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明をいたします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、16ページ、ご覧いただきます。
農用地利用集積計画について、今回審議していただく農用地利用集積計画の移転につきましては、要件欄に記載のあるとおり、1.全部効率活用要件、2.農業常時従事要件、3.自立、意欲、能力要件、4.認定農業者等、5.経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。
また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元の農業委員よりあらかじめ確認していただいております。
それでは、1の一般事業、(1)所有権の移転になります。
八幡1番、升田、〇〇から草津の株式会社〇〇へ、升田字大台野、畑2筆で2万8,719平米になります。単価が10アール当たり5万2,230円、総額150万円からの割り返しとなります。移転時期、支払い時期とも7月19日を予定しております。今回、〇〇による大台野地区における一連の農地取得案件の一つでございまして、譲渡人の〇〇の相続関係が整理されたことによりまして、所有権移転計画が提出されたものでございます。

○平田総合支所 出嶋専門員

続きまして、17ページ、ご覧ください。
利用権の設定でございます。平田18番になります。合計3筆になりますが、3筆で1万円ということでございます。割り返しの10アール当たり3,876円ということになります。期間は10年でございます。これは更新です。
以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。
議第36号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第36号 農用地利用集積計画について計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第36号については計画決定といたします。

◎議37号 「酒田市の農業の振興に関する計画」の策定について

○齋藤 均 議長

続きまして、議37号 「酒田市の農業の振興に関する計画」の策定についてを上程の上、議題いたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議案の18ページになります。

議第37号 「酒田市の農業の振興に関する計画」の策定につきましては。農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第4条の5第1項第27号の規定によりまして、酒田市長から意見を求められているものです。詳細につきましては農地係長が説明いたします。

○安倍農地係長

はじめに酒田市より意見を求められている酒田市の農業の振興に関する計画とは何かについて説明いたします。

基本計画となる酒田農業振興地域整備計画を補完する計画で、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に規定されているため、通称27号計画と呼ばれ、地域農業の振興に資する施設の建設に対し農振除外協議を行うために策定する計画です。

農振除外は、農振法上、土地改良事業完了後8年経過しないとできないことになっています。土地改良事業は大きく分けて圃場整備事業と、かんがい排水事業がありますが、このうち圃場整備については完了後8年経過しないと一切農振除外はできないことになっています。一方で、かんがい排水事業は用水路等の整備などで、工事期間も長期間にわたり、直接工事が行われていない場合でも受益地区として含まれる場合があります。このような状況においては、完了後8年経過するまで農振除外を一切認めないのは、逆に地域農業の振興を妨げることが考えられることから、地域農業の振興のための施設であれば除外が可能となるよう策定するのが27号計画です。

それでは、今回計画に位置づけることで設置を計画している施設を説明しますので、議案の26ページをご覧ください。

施設の種類の平田地区の楯の川酒造株式会社による酒造製品倉庫及び駐車場で、事業拡大に伴う保管場所の確保と慢性化している駐車場不足解消のためです。位置は山楯の清水田52-1、面積は2,598平米です。

32ページの位置図をご覧ください。

国道345号線と山楯集落の間の農地になり、34ページの500分の1の図面をご覧ください。

赤線部分が設置予定農地で、東側隣接に楯の川酒造の既存の製品倉庫棟があります。

33ページが配置計画図になり、酒造製品倉庫1棟と駐車場約55台分を設置する計画となっております。

当該地域での土地改良事業の実施状況ですけれども、圃場整備事業は平成3年度に完了し8年経過していますが、かんがい排水事業は令和2年度完了ですので、8年未経過となっております。

最後に、当該施設を27号計画に位置づけるんですけれども、隣接に楯の川酒造の既存の施設もあって、農振除外することが農業上の効率かつ総合的利用の促進に支障を及ぼすものではなく、むしろ米をはじめとした地元産農産物を加工し利用している当該事業所の事業拡大は、農業者の安定的な収入にもつながり、酒田市の農業振興に資する施設に当たると考えております。

なお、この案件につきましては、5月30日に開催された土地利用調査委員会で承認されていることを申し添えます。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告、お願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。

議第37号 「酒田市の農業の振興に関する計画」の策定については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、内容に問題なしとの意見の取りまとめを行っております。

○齋藤 均 議長
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第37号 「酒田市の農業の振興に関する計画」の策定については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第37号については決定といたします。

◎議第38号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○齋藤 均 議長
続きまして、議第38号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長
議案書の38ページになります。
議第38号 酒田農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定によりまして、酒田市長から意見を求められているものです。詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
それでは、説明いたします。
本案件につきましては、先ほど審議決定していただいた27号計画に位置づけられる施設を基本計画である酒田農業振興地域整備計画の農用地域から除外してよいかを審議いただくものです。内容は、山楯の清水田52-1、2, 598平米を酒造製品倉庫及び駐車場にするための除外で、詳細の説明は先ほど説明した内容と同じです。割愛させていただきます。
なお、手続を経て農振除外された後は、農業委員会に農地法第5条の許可申請があり、ご審議いただく予定となっております。
説明は以上です。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○ 8 番 五十嵐弘樹委員

8 番、五十嵐です。

議第38号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更内容に問題なしとの意見の取りまとめを行っております。

○ 齋藤 均 議長

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○ 齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第38号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、変更に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第38号については、決定いたします。

◎ 閉 会

○ 齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和6年7月定例総会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会